

鳥取縣公報

縣令

號 外

昭和十四年九月二十九日

金曜日

本報ノ大キサ國定規格A5判

◆鳥取縣令第二十七號

昭和十二年十二月二十八日鳥取縣令第五十五號母子保護法施行細則中左ノ通改正ス

昭和十四年九月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第九條中「七圓」ヲ「十圓」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣令第二十八號

昭和七年一月一日鳥取縣令第一號救護法施行細則中左ノ通改正ス

鳥取縣公報

毎週曜日發行

(休日ニ當ル)

昭和十四年九月廿九日

外 (昭和四年四月十五日)

一

00862

昭和十四年九月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第八條ヲ左ノ通改ム

收容救護ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一日一人四十錢トス

第十一條中「七圓」ヲ「十圓」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣令第二十九號

看護婦學校、看護婦講習所指定規則左ノ通定ム

昭和十四年九月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00863

看護婦學校、看護婦講習所指定規則

第一條 看護婦學校、看護婦講習所ニシテ看護婦規則第二條第二號ノ指定ヲ受ケントスルトキハ其ノ

設立者ニ於テ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スベシ

一 設立者ノ本籍、住所、職業、氏名及生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ本籍、住所、職業、氏名、生年月日及定款）

二 名稱、位置、設立年月日

三 學 則

四 教室ノ數、其ノ面積、並生徒ノ定員及設備

五 生徒寄宿舎ノ設ケアルトキハ其ノ室數、各室ノ面積並收容定員及設備

六 教授用並實習用ノ器具、機械、標本及模型ノ目錄

七 設立者ノ履歴並教師ノ氏名其ノ履歴及擔當科目

八 現在生徒ノ學期別人員

九 最近五年間ニ於ケル生徒又ハ卒業生ノ受檢地別試驗合格成績

十 資産、經費及維持ノ方法

十一 敷地及建物ノ圖面(縮尺二百分ノ一)トシ各室ノ用途及面積ヲ記入スベシ

第二條 指定ヲ受クベキ學校又ハ講習所ハ左ノ各號ニ該當シ知事ニ於テ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ成績亦佳良ト認ムルモノニ限ル

- 一 生徒ノ定員ニ對シ教授並實習ニ必要ナル校舍(寄宿舎ヲ含ム)器具、器械及設備アルコト
- 二 必修學科目トシテ修身、人體ノ構造及主要器官ノ機能、看護法、衛生及傳染病大意、消毒方法、繻帶術及治療器械取扱法大意、救急處置、食餌學ノ大意及看護婦ニ必要ナル法令ヲ教授スルコト
- 三 生徒ノ入學資格ハ高等小學卒業若ハ高等女學校二年以上ノ課程ヲ修業シタル者、又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ナルコト

四 修業年限ハ學說、實習ヲ通シテ二年以上ナルコト

五 主要ナル學科ハ適當ト認ムル醫師及藥劑師ヲシテ擔當セシムルコト

第三條 指定ヲ受ケタル學校又ハ、講習所ニ於テ第一條第一號、第三號、第七號及第十號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クベシ

第四條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テハ學則所定ノ授業事數中授業ヲ受ケザルコト三分ノ一以上ニ及フ生徒ハ進級若ハ卒業セシムルコトヲ得ズ

第五條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テ學期試驗若ハ卒業試驗ヲ施行セントスルトキハ一日前

ニ知事ニ届出ヅベシ

第六條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ノ經營者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ十日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

出ヅベシ

- 一 第一條第二號、第四號、第五號、第十一號ノ事項變更シタルトキハ其ノ事項
 - 二 入學又ハ入所ヲ許シタル者アルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及學歷
 - 三 進級若ハ卒業セシメタル者アルトキハ其ノ氏名、生年月日及成績
 - 四 各種試驗ヲ施行シタルトキハ其ノ問題
 - 五 中途退學者アリタルトキハ其ノ氏名及事由
 - 六 學則所定以外ノ期間ニ於テ授業ヲ休止シタルトキハ其ノ月日及事由
- 第七條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テハ左ノ簿冊ヲ設フベシ

一 學籍簿

二 日誌

三 出席簿(教師及生徒ヲ區別シタルモノ)

四 試驗答案綴(五年間保存)

五 經理簿

第八條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ於テ別科生徒ヲ入學セシムルトキハ其ノ學籍簿ヲ別冊トスベシ

指定ノ効力ハ前項ノ生徒ニ及バズ

第九條 知事ハ指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニ隨時吏員ヲ派遣シ實地ニ臨檢視察セシムルコトアルベシ

第十條 指定ヲ受ケタル學校又ハ講習所ニシテ本令ニ違背シ若ハ第二條ニ定ムル要件ノ一ヲ失ヒタルトキ、公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ス處アリタルトキ其ノ他成績不良ナリト認メタルトキハ知事ハ其ノ指定ヲ取消スコトアルベシ

第十一條 看護婦學校、看護婦講習所ノ指定ヲ爲シ若クハ指定ノ取消ヲ爲シタルトキハ其ノ名稱、位置指定ノ年月日及効力ノ始期(取消ノ場合ハ其ノ年月日)ヲ告示ス其ノ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

附 則

第十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本令施行ノ際現ニ指定シタル學校又ハ講習所ハ本令ニ依リ指定シタルモノト看做ス

前項ノ學校又ハ講習所ニシテ本令ニ適合セザルモノハ本令施行後六月以内ニ本令ニ適合セシメ知事ニ届出ズベシ

昭和十四年九月廿九日印刷
昭和十四年九月廿九日發行

發行 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷 鳥取刑務支所